

国立大学法人京都大学宿舎管理規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (修繕の基準) 第12条 前条第5号及び宿舎規程第15条 ただし書の規定により、入居者が負担する 修繕は別表第2に定めるとおりとする。 (中 略)</p> <p>第17条 } 第18条 } (略) 第19条 } 第20条 } 第21条 } 第22条 }</p> <p>別表第1 (第2条第2項関係) } 別表第2 (第3条関係) } (略) 別表第3 (第12条関係) }</p> <p>様式1 } { } (略) 様式9 }</p>	<p>(修繕の基準) 第12条 前条第5号及び宿舎規程第15条 ただし書の規定により、入居者が負担する 修繕は別表第3に定めるとおりとする。</p> <p><u>(宿舎を明け渡さない場合に支払うべき損害 賠償金)</u> 第17条 宿舎規程第16条第3項の規定する 損害賠償金の額は、同項に規定する明渡 期日の翌日から明け渡した日までの期間に 応ずる当該宿舎の使用料の額(当該宿舎 が無料宿舎である場合には、これらを有料 宿舎であるものとみなして宿舎規程第13条 第1項に規定する算定方法により算定した 使用料に相当する額)の3倍に相当する金 額とする。</p> <p>第18条 } 第19条 } (同 左) 第20条 } 第21条 } 第22条 } 第23条 }</p> <p>附 則 この規則は、平成19年4月1日から施行す る。</p> <p>別表第1 (第2条第2項関係) } 別表第2 (第3条関係) } (別 添) 別表第3 (第12条関係) } (略)</p> <p>様式1 } { } (同 左) 様式9 }</p>

別表第1（第2条第2項関係）

一般職 俸給表(一)	一般職 俸給表(二)	教育職 俸給表	医療職 俸給表(一)	医療職 俸給表(二)	備考
10級		6級及び 5級の9号俸以上			(1) 教授、 <del>助教授</del> 准教授 (2) 事務組織の部長以上の職 (3) 薬剤部長・看護部長・技師長のうち、医療職俸給表(一)又は(二)の7級以上の適用を受ける者
9級					
8級		5級の5号俸から 8号俸まで 4級の37号俸以上	8級		
7級		5級の4号俸以下 4級の13号俸から 4級の36号俸まで	7級	7級	
6級		3級の33号俸以上	6級	6級	(1) 講師、 <del>助教</del> 、助手 (2) 事務組織の課長・室長・ <del>センター長</del> ・事務長、 <del>課長補佐</del> ・専門員、 <del>掛長</del> ・専門職員、主任の職 (3) 薬剤部長・副薬剤部長、薬剤主任 (4) 技師長・副技師長、主任技師 (5) 薬剤師・検査技師等のうち、医療職俸給表(一)の3級以上の適用を受ける者 (6) 看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長 (7) 看護師のうち、医療職俸給表(二)の3級以上の適用を受ける者
5級		4級の5号俸から 12号俸まで 3級の25号俸から 32号俸まで	5級	5級	
4級	5級	4級の4号俸以下 3級の9号俸から 24号俸まで			
3級	4級	3級の8号俸以下 2級の25号俸以上	4級及び 3級の5号俸以上	4級及び 3級の5号俸以上	
2級	3級	2級の9号俸から 24号俸まで 1級の33号俸以上	3級の4号俸以下 2級の9号俸以上	3級の4号俸以下 2級の29号俸以上	
1級	2級及び1級	2級の8号俸以下 1級の32号俸以下	2級の8号俸以下 及び1級	2級の28号俸以下 及び1級	

別表第2（第3条関係）

1. 無料宿舎

宿 舎 名	所 在 地	構 造	宿 舎 戸 数 (戸)					計
			単 身 用 規 格		世 帯 用 規 格			
			a	b	b	c	d	
芦生職員宿舎	京都府北桑田郡美山町大字芦生小字斧蛇1	W			4	5		15
		B			6			
看護師宿舎	京都市左京区吉田下阿達町46	RC	156		17			173

2. 有料宿舎

宿 舎 名	所 在 地	構 造	宿 舎 戸 数 (戸)					計	
			単 身 用 規 格		世 帯 用 規 格				
			a	b	b	c	d		e
橘町職員宿舎	京都市左京区吉田橘町	W						<del>2</del> 1	<del>2</del> 1
熊野職員宿舎	京都市左京区川端通丸太町下ル東入東竹屋町50	RC			41				41
宇治職員宿舎	宇治市五ヶ庄	RC	81		148	44		6	279
吉田職員宿舎	京都市左京区吉田泉殿町6-6	RC		23		1			24
桂職員宿舎	京都市西京区下津林六反田1-3	RC			40	24			64
向日職員宿舎	向日市上植野町車返8-10	RC				100			100
十条職員宿舎	京都市南区西九条東御幸田町12-3	RC				30			30
香里職員宿舎	枚方市香里ヶ丘10-8	RC			40				40
丹波町職員宿舎	京都府船井郡丹波町字富田小字蒲生野144の1	W			2	1			3
熊取職員宿舎	大阪府泉南郡熊取町朝代西2-1010	RC			45	6			51
香芝職員宿舎	香芝市穴虫3280の2	W			1				1
大島職員宿舎	和歌山県西牟婁郡串本町須江字赤崎1330の1	B				1			1
瀬戸職員宿舎	和歌山県西牟婁郡白浜町字崎の北459	W						1	9
		B			6	2			
犬山職員宿舎	犬山市大字塔野地字大畔	RC			<del>30</del> 18	20			<del>50</del> 38
阿波池田職員宿舎	徳島県三好郡池田町字州津藤ノ井492の1	W			1				1
別府職員宿舎	別府市野口原	W			3				3
幸島職員宿舎	串間市大字市木字吹切16の1	W			1				1
標茶職員宿舎	北海道川上郡標茶町字多和	B			7		1		8
白糠職員宿舎	北海道白糠郡白糠町西2条北8丁目1番地10	B			1	1			2
物集女職員宿舎	向日市物集女町中条1	W			1				1
上賀茂職員宿舎	京都市北区上賀茂本山町457	W				2			2
宮崎職員宿舎	宮崎市大字加江田小字深田	W			1				1
本郷職員宿舎	岐阜県吉城郡上宝村大字本郷字森下635の1	B			1	1	2		4
高槻職員宿舎	高槻市八丁畷町12の7	RC			10	10			20

\*構造 W・・・木造、B・・・組積造、RC・・・鉄骨鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリート造